

令和4年2月定例会 総務委員会（付託）

令和4年2月24日（木）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井下委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案及び追加提出予定議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出議案（追加），提出予定議案（追加），
補正予算案の概要（追加分），説明資料（その3））

- 議案第50号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第14号）
- 議案第51号 令和3年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 令和3年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和3年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和3年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第75号 徳島県税条例等の一部改正について

【報告事項】

なし

仁井谷経営戦略部長

それでは、追加提出議案及び追加提出予定議案につきまして御説明させていただきます。

まず、追加提出議案の全体状況についてでございます。

令和4年2月徳島県議会定例会提出議案（追加）を御覧ください。

去る2月17日の一般質問日に提出いたしました案件は、補正予算案24件と条例案2件、その他の議案1件、計27件でございます。

補正予算案の内訳は、一般会計が第50号、特別会計が第51号から第68号までの18件、企業会計が第69号から第73号までの5件、条例案が第74号、第75号の2件、その他の議案が第76号の1件となっております。

このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は、予算案が第50号、第51号及び第66号から第68号の5件、条例案が第74号、第75号の2件でございます。

それぞれに詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

次に、追加提出予定議案でございます。

2月7日の事前委員会において御説明いたしましたとおり、閉会日に追加提出させてい

ただきたい議案といたしまして、「未知への挑戦」とくしま行動計画の変更に係る議案がございます。この案件は、行動計画の一部変更について徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の規定により議決をお願いするもので、本日の政策創造部関係の委員会において詳細に御説明いたしますので、十分、御審議賜りますようお願い申し上げます。あわせて、教育委員会教育長さんの任期が満了することに伴う人事案件がございます。

次に、今年度の人事委員会勧告に基づく職員給与の取扱いについてでございます。

現在、鋭意検討中でございますが、内容が固まり次第、速やかに職員の給与に関する条例など関係議案を調整の上、提案させていただきたいと考えております。

また、知事等特別職の期末手当の改正につきましても、現在検討中であり、同様に対応いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、補正予算案につきまして、御説明いたします。

お手元の令和3年度2月補正予算案の概要（追加分）を御覧ください。

一般会計の補正予算額は、2月補正額の欄に記載のとおり89億5,218万7,000円の減額となっております。今年度の執行見込額を踏まえた整理予算として編成したものであります。

2ページを御覧ください。

歳入・歳出予算の款別の内訳表でございます。

上段が歳入であります。主なものを申し上げます。

01の県税は、法人事業税の増などにより増額、02の地方消費税清算金は、国内の消費及び輸入動向を反映し増額、03の地方譲与税は、特別法人事業譲与税の増などにより増額、05の地方交付税は、国の補正予算による追加交付などにより増額、09の国庫支出金は、災害復旧事業費国庫負担金の減などにより減額、12の繰入金は、二十一世紀創造基金の減などにより減額、15の県債につきましても、災害復旧債の減などにより減額となっております。

次に、下段の歳出であります。

02の総務費は、減債基金及び二十一世紀創造基金への積立てを行うことなどから増額、06の農林水産業費及び08の土木費につきましても、いずれも、災害関連事業費の確定などによる減額、10の教育費につきましても、給与費の所要額の減などによる減額で、11の災害復旧費につきましても、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額となっております。

3ページは、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

また、4ページが特別会計、5ページが企業会計であります。それぞれ事業費の確定等に伴う補正でございます。

追加提出議案の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、総務委員会説明資料（その3）に基づきまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出案件につきまして御説明申し上げます。

説明資料1ページをお願いいたします。

令和3年度徳島県一般会計補正予算案でございます。

表の一番下に総計欄がございます。左から3列目でございますが、今回の補正額は

148億8,654万8,000円の増額でございます。

補正後の合計額は1,401億6,121万7,000円となっております。増額の主な要因は、各種基金の積立金の補正などでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

特別会計でございます。事業費の確定等に伴う補正でございます。

これも表の一番下の合計欄の左から3列目を御覧いただきますと、補正額は11億878万3,000円の減額でございます。補正後の総額は1,428億252万1,000円となっております。

3ページを御覧ください。

各課別の主要事項につきまして、御説明いたします。

各課の共通に給与費の確定による補正を計上しておりますが、それ以外のものについて申し上げます。

まず、秘書課につきましては、秘書業務、行政広報に要する経費等の補正でございます。

4ページを御覧ください。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

5ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員研修に要する経費等の補正でございます。

6ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の健康管理に要する経費等の補正でございます。

7ページを御覧ください。

7ページ、8ページが財政課関係でございますが、先ほど申しましたように、各種基金積立金で増額の補正がございます。一方、県債の元金償還に要する経費等にも補正がございます。

9ページを御覧ください。

9ページから10ページまでが管財課関係でございます。

庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

11ページを御覧ください。

11ページから12ページまでが税務課関係でございます。

地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

なお、13ページ、14ページを御覧ください。

こちらは県税等収入見込み及びその内訳を記載しており、それぞれ記載のとおりでございます。

15ページを御覧ください。

スマート県庁推進課につきましては、県庁総合サービスネットワークの経費等の補正でございます。

下段の総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理をするための経費の補正でございます。

16ページを御覧ください。

監察局監察評価課につきましては、監察事務及び行政評価事務執行に要する経費、県庁

ふれあいセンター，すだちくんテラスを活用した事業に要する経費等の補正がございます。

17ページを御覧ください。

監察局法人検査課につきましては，農林水産団体等の検査事務に要する経費等の補正でございます。

18ページを御覧ください。

監察局法制文書課につきましては，文書管理事務，法令審査に要する経費の補正でございます。

19ページを御覧ください。

19ページから20ページまで，出納局関係でございます。

出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

議会事務局，人事委員会事務局，監査事務局につきましては，それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

21ページを御覧ください。

繰越明許費の追加でございます。

職員厚生課所管の健康管理推進費，福利施設等管理費，管財課所管の万代庁舎等管理費におきまして，計画に関する諸条件により年度内完成が見込めなくなったことから翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

今後，事業の早期完了に鋭意努めてまいり所存でございますので，御理解を賜りたいと存じます。

22ページから23ページにかけまして，一般会計及び公債管理特別会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするものでございます。

記載の限度額を補正予算に対応して修正しております。

24ページを御覧ください。

条例案でございます。

まず，職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては，国家公務員について，非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち，在職期間の要件が廃止されること等に鑑み，本県の職員についても同様の改正を行うものであります。

25ページを御覧ください。

②徳島県税条例等の一部改正につきましては，地方税法の一部改正により，ガス供給業のうち特定ガス供給業に係る法人事業税の課税方式が見直されることなどに伴い，所要の改正を行うものであります。

追加提出議案の説明は，以上でございます。

なお，報告事項はございません。

御審議のほど，どうぞよろしくお願い申し上げます。

井下委員長

以上で，説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは，質疑をどうぞ。

原委員

私からは、先日の本会議で我が会派の南議員の代表質問で、追加提出されました2月補正予算案では基金に積立てを行うとの御答弁がありましたが、もう少し詳しく御説明を願いたいと思います。

岡財政課長

2月補正予算案について御質問がございました。

この度、追加提出しました2月補正予算は、歳出予算の執行見込みを踏まえた減額補正、また年度終盤を迎え歳入見込みの時点修正などを踏まえ、最終整理予算として編成をしたものでございます。

2月補正予算では、当初予算で新型コロナの影響で落ち込むと見込んでおりました県税が、企業の堅調な企業業績を受け60億円の増額見込み、また全国ベースの法人税収に影響を受ける地方譲与税については53億円の増額、さらに国税の増に伴う国の補正などにより地方交付税が140億円の増額となったことなどにより、一般財源に余裕が生じたところでございます。

このため、南議員の質問にもお答えしましたが、今後の大規模プロジェクトにしっかりと備えていくため、県債の償還に充てるための減債基金に90億円を積み立て、またハード整備事業等に活用する二十一世紀創造基金については83億円の取崩し中止と31億円の積立てなどを行うこととしたものでございます。

原委員

答弁にありました減債基金に90億円を積み立て、二十一世紀創造基金については83億円の取崩し中止と31億円の積立てとのことですが、この結果、積立て後の基金残高は一体幾らになるのか教えてほしいのと、また目標としている財政調整的基金残高との比較はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

岡財政課長

今回、補正予算による積立て後の基金残高と目標としている基金残高との比較について御質問がございました。

まず、積立ての結果、財政調整的基金は令和3年度末見込みで、財政調整基金が147億円、減債基金が759億円となり、合わせて906億円となりまして、財政構造改革基本方針では令和4年度末まで800億円堅持を目標としておりますので、106億円を上回る状況となります。

また、二十一世紀創造基金については目標はありませんが、233億円となり前年度末より49億円の増となるところでございます。

原委員

残高は財政調整基金が147億円で、減債基金の759億円と合わせて、財政調整的基金では906億円、二十一世紀創造基金については233億円とのことですが、

それでは令和3年度末の残高で、財政構造改革基本方針の目標800億円を106億円も上回ることにありますが、なぜ積立てを行うのでしょうか。

岡財政課長

原委員より、財政構造改革基本方針の目標が800億円である中、それを上回る106億円を積み立てる意図について御質問がございました。

まず、800億円の目標については、令和元年12月に策定した現在の財政構造改革基本方針に基づくものでございます。これは、新ホールなどの整備計画がまだなかった頃の方針でございます。加えて、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策もない時点で設定されたものでございまして、追加の財政需要が発生しており、これらに備えるには更に上積みが必要と考えているところでございます。

これらを踏まえ、今回の2月補正で生じた財源については、県土強靱化の加速に伴う公共事業の県債償還や今後控えている新ホール整備など、大規模プロジェクトの財政負担に備えるため活用することとし、積立てを行うこととしたものでございます。

大規模プロジェクトや公共事業の実施については、可能な限り国庫補助金の獲得や有利な地方債を活用して進めるといふ、これまでの方針に変更はございませんが、建設時には県債の充当残として一般財源に負担が生じることに加え、県債の償還にもしっかりと備える必要があると考えております。

また、そのほかの理由でございますが、少し複雑な制度になりますが、地方交付税については毎年度、統一的な計算ルールの下、各自治体が必要とする歳出に収入が満たない額を交付されますが、今年度のように地方交付税の算定が終わったときに、算定時の額より税収が伸びた場合、後年度の交付税算定において3年間かけて減額される制度がございます。つまりもらい過ぎにならないように、算定時から後に分かった税収の増があったときは、その分については後年度に地方交付税が減額されるという精算制度というものがございます。今年度税収が伸びておりますので、交付税がちょっと多く来ている状態となっております。それが来年度以降の地方交付税の算定で減額される可能性があり、こういったことで地方交付税が厳しくなることに備える必要もございます。

以上のことから、目標の800億円を上回る基金残高は、こうした今後数年間の備えに対するものでございまして、一時的な増加であると考えているところでございます。

原委員

基金の積立ては、新ホール整備など大規模プロジェクトに備えることに加え、今後の地方交付税の反動減に備えるためであり、一時的な増加に過ぎないということで、積立ての必要性は理解できました。

一方、現在オミクロン株の猛威により再び経済への悪影響が生じております。

こうした中、その影響を受ける事業者の支援策を新たに創設されましたが、今後も状況に応じて迅速な支援が行えるよう、常に財源を確保して新型コロナ対策、大規模プロジェクトの着実な実施、健全な財政運営のバランスを取りながら、しっかりと財政運営を行っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、県税についてお伺いしたいと思います。

令和3年度の県税収入予算額は当初730億円で、この度、補正額として60億円の増額となっています。説明資料を見ると、法人事業税や個人県民税などの増額補正が並んでいますが、補正の状況と前年度決算との比較についてお伺いしたいと思います。

賀原税務課長

県税収入について、御質問いただきました。

令和3年度の県税収入につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などから、令和2年度当初予算額から45億円の減収となる730億円を計上しておりましたが、法人事業税、法人県民税や個人県民税などで増収が見込まれる状況になりましたので、今回60億円の増額補正をお願いしているところでございまして、補正後の県税収入予算額は790億円となる見込みでございます。

税目別に御説明いたしますと、法人事業税は本県が独自に行っております大口法人に対する申告見込額調査の結果などから40億円の増収見込みとなり、法人県民税につきましても同様に3億円の増収見込み、個人県民税のうち、上場株式の配当などに課されます個人県民税配当割が企業配当の増などにより5億円の増収見込み、上場株式等の譲渡益が課税対象の、個人県民税株式等譲渡所得割が譲渡益の増により5億円の増収見込み、令和2年所得が課税対象となります個人県民税の均等割・所得割が当初見込みより所得が伸びたことから3億円の増収見込みとなっております。

また、国の消費税と合わせて賦課徴収されております地方消費税が、当初予算では地方財政計画などを基に算定しておりましたが、これまでの納付額等から再算定を行いましたところ、当初見込額を上回り4億円の増収見込みになるなど、県税全体では60億円の増収見込みとなっております。

この補正後の予算額790億円を、前年度の令和2年度決算額約777億円と比較いたしますと、令和2年所得を課税対象とする個人県民税の均等割・所得割で約5億円の減収でありますとか、税率改正の影響により法人県民税の約3億円の減収が見込まれる一方で、企業業績が堅調に推移しております法人事業税約10億円の増収、税率引上げの影響により地方消費税で約9億円の増収が見込まれるなど、県税全体では約13億円の増収見込みとなっております。

また、令和4年度の県税収入の当初予算額は、この補正後の予算額790億円から更に5億円の増収となり795億円を計上しているところでございます。

原委員

令和3年度は令和2年度より約13億円の増収見込みであり、令和4年度は令和3年度より、更に5億円の増収見込みがあるとのこと、よく分かりました。増減収の要因については決算の際にお伺いすることにします。

次に令和2年度決算において、県税における未収金の増が著しかったと記憶しています。コロナ禍が長引いており、県民の方々の中には収入が減少し、納めたくても納められない方がいらっしゃると思います。

一方で、税の公平性の確保も重要と認識しているところですが、そこで2点質問させていただきたいと思います。

1点目は、現在の未収金の状況はどうなっているのか。

2点目は、長引くコロナ禍における徴収は、コロナ前と比べると大変困難なものになっていると判断していますが、徴収に当たりどのような工夫をしているのか、お伺いしたいと思います。

賀原税務課長

未収金について、御質問いただきました。

県の税務職員といたしましては、適正に課税された県税につきましては100パーセントの徴収を目指さなければならないとの認識の下、日々徴収業務を行っております。

これまで、県税における未収金、県税の収入未済額でございますが、平成19年度の税源移譲によりまして平成21年度には19億300万円まで膨らみました。

以後、県税の収入未済額の約8割を占めておりました個人県民税対策を最重要課題と位置付け、削減に向けた更なる取組、強化対策といたしまして、相互併任制度の導入など様々な徴収対策を実施した結果、令和元年度決算における県税の収入未済額は6億600万円となり、平成21年度の19億300万円と比較いたしますと13億円の削減となったところでございます。

しかしながら、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制措置として創設されました徴収猶予特例措置の影響、また住民との距離が近い市町村においては、これまで積極的に行ってきた滞納処分等がこれまでとは同じように行えなかったこと、さらに規模の小さい市町村では税務以外の業務の応援に手を取られたことなどから、令和2年度の県税の収入未済額は対前年度比で2億3,400万円の増となる8億4,000万円となったところでございます。

なお、令和2年度から令和3年度に繰り越された収入未済額8億4,000万円の1月末現在の削減状況でございますが、3億3,400万円減の5億600万円となっております。

昨年度は未収金が増となりましたので、順調に未収金の削減が進んでおりました令和元年度と比較いたしますと、令和元年度の1月末の削減額がマイナス2億5,500万円でしたので、一昨年度より7,900万円の削減額の上積みとなっているところでございます。以上が、現在の状況でございます。

今後の見通しについてでございますが、徴収猶予特例措置につきましては、徴収猶予の期間が納期限から1年間となっておりますので、今年度中に完納となる見込みでございます。

また、市町村が賦課徴収を行います個人県民税の均等割・所得割につきましては、相互併任制度を更に拡充しておりまして、引き続き、市町村との連携を密にし、効果が見込まれる徴収支援策を講ずることで未収金の削減に鋭意取り組んでいるところでございます。

なお、原委員に御指摘いただきましたとおり、長引くコロナ禍におきまして収入が減少して、ぎりぎりの状態で何とか踏ん張っておられる県民の方、事業者の方がいらっしゃいますので、昨年度に引き続きまして綿密な財産調査等を行い、滞納者の状況を確実に捕捉した上で滞納処分を行うことを徹底しますとともに、真に納税が困難な場合など納税者の方に一定の事由がある場合には、滞納処分の執行停止などの納税を緩和する制度も規定されておりますので、それらの制度も活用しているところでございます。

これからも、県税収入及び税の公平性を確保しつつ、無理な徴収とならないよう配慮し、適正な徴収業務の執行に努めてまいりたいと考えております。

原委員

現在の未収金の状況ときめ細やかな徴収業務を行っていることがよく分かりました。

県政の課題に着実に取り組み、本県の未来を切り開く施策を推進するとともに、持続可能な財政運営に資するため、貴重な自主財源である県税の収入の安定確保は極めて重要であります。

長引くコロナ禍において、県税収入と税の公平性を確保することが困難な状況であることは理解していますが、御答弁にもあったように未収金の削減に取り組むつつ、綿密な調査を徹底し、納税が困難な方には納税を緩和する制度を活用するなどして、引き続き、県税収入と税の公平性の確保を両立されるよう強く要望して、質問を次につなげたいと思います。

次に、公文書管理条例についてお伺いしたいと思います。

17日の一般質問において、私から公文書管理条例について質問させていただいたところ、監察局長から、令和4年6月定例会において骨子案を報告できるよう努めるとの御答弁を頂きました。

条例の骨子案は、どのような内容をお考えになっているのか、教えていただきたいと思っています。

住田法制文書課長

ただいま原委員から、公文書管理条例の骨子案の内容につきまして御質問を頂きました。

条例の骨子案の内容につきましては、現在、県議会への御報告に向け検討を進めているところでございます。

一般的に条例の骨子案につきましては、条例の目的や用語の定義、条例で定める取扱いなど条例に盛り込む主な項目を取りまとめた条例の概要を想定しております。

現在、本県が検討を進めております公文書管理条例につきましては、現行公文書や歴史的公文書の取扱いについて検討しておりますので、それらも踏まえまして、引き続き骨子案の内容について検討を進め、令和4年6月定例会に骨子案を御報告できるよう努めてまいります。

原委員

それでは、条例の骨子案を報告した後、どのような手続で進めていくのか、教えていただけますか。

住田法制文書課長

ただいま、骨子案報告後の手続について御質問いただきました。

まずは、条例の骨子案を県議会に御報告させていただき、その後につきましては、県議会において御論議いただくとともに、県民の皆様からも御意見をお伺いさせていただきた

いと考えております。

頂きました御意見を条例検討の参考とさせていただくとともに、県議会での御論議を十分踏まえ、県民目線に立って検討を進めてまいります。

原委員

県民目線に立った検討を進めるということですが、具体的にどのような検討をお考えになっているのでしょうか。

県民の皆様に関心のある条例ですので、例えば、パブリックコメントにより幅広く、県民の皆様から御意見を伺うことが必要だと思いますがいかがでしょうか。

住田法制文書課長

県民目線に立った検討について御質問いただきました。

原委員からのお話にありましており、パブリックコメントにより広く県民の皆様から御意見をお伺いすることは県民目線で条例を検討する上で必要なことであると考えております。

既に、公文書管理条例を制定済みのほとんどの都県におきましては、条例の制定前にはパブリックコメントを通じて県民の皆様のお意見を伺っておりますので、本県におきましてもパブリックコメントの実施について検討してまいります。

また、条例制定済みの都県におきましては有識者の方からも御意見を伺っている事例がございますので、それらの事例を参考に有識者から御意見を伺う方法についても検討してまいりたいと考えております。

原委員

パブリックコメントに加え、有識者からも御意見をお伺いするという事で、より幅広く様々な意見が頂けると思いますので、県民の皆様の声を反映できるよう県民目線で検討を進めていただきたいと思います。

最後に、一般質問において私から公文書管理へのデジタルの活用について提案し、監察局長からは、デジタル化のメリットを公文書管理に生かせるよう検討するとの御答弁を頂きました。

具体的にどのようなことを検討していくのか、教えていただきたいと思います。

住田法制文書課長

ただいま、デジタル化のメリットの検討につきまして御質問いただきました。

デジタル化は、公文書管理に係る業務の効率化や県民の皆様のご利便性向上につながるものと考えております。

まず、業務の効率化といたしましては、文書の整理・保存作業の省力化、保管場所の省スペース化、文書検索の迅速化、災害発生時のバックアップ機能などのメリットが期待されるところでございます。

また、県民の皆様のご利便性向上といたしましては、手続の負担軽減、対応の迅速化などにつながるものと考えております。

現在、国におきましては、デジタルを活用した公文書管理の取組が新たに進められておりまして、国の手法につきましても、本県の公文書管理の実情と照らし合わせた上で、具体的にどのように生かせるのか、検証してまいりたいと考えております。

加えて、デジタルの活用に当たりましては、先日の原委員のお話にもございましたとおり、セキュリティ対策や安全性等につきましてもしっかりと検証を進めてまいります。

今後とも、業務の効率化や県民の皆様の利便性向上に向け、デジタル化のメリットを本県の公文書管理に生かせるよう検討を進めてまいります。

原委員

分かりました。

公文書のデジタル化を進めることで、業務の効率化はもとより、情報公開における開示業務の迅速化により、県民の皆様の利便性向上に資するものでありますので、公文書管理に生かせるよう積極的に検討を進めてください。

もちろん、デジタル化による不安を解消する必要もありますので、セキュリティ対策や安全性もしっかりと慎重に検討を進めていただきたいと思います。

今後とも国の動きを見極めながら、時代に即した条例制定に向けしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

喜多委員

令和4年度の経営戦略部の主要施策の一つに、カーボンニュートラルの位置付けに向けた県庁GXの推進ということになっておりますけれども、その中の公用車の新規導入、更新時の電動車割合を100パーセントということが目標になっております。

公用車は県庁にはどれぐらいの台数がありますか。

吉田管財課長

令和4年1月31日現在でございますけれども、管財課で管理しております公用車につきましては、全部で872台ございます。

喜多委員

それでは、令和4年度でどれくらい更新する予定になっておりますでしょうか。

吉田管財課長

ただいま、来年度更新予定の車両について御質問いただきました。

飽くまで、現時点で各所属のほうからお聞きしたものでございますけれども、その種類の内訳も含めて御説明させていただきますと、更新予定の車両につきましては、まず、軽の貨物と言われる車両が15台、軽の乗用に当たる車が5台で軽については計20台、小型貨物につきましては39台、小型の乗用につきましては11台、普通の貨物と言われる車が5台、普通の乗用と言われる車が10台、乗合に当たる車が1台と、最後に、特別な種類の特種に当たる車が合計5台の合計91台が、令和4年度の更新予定車両でございます。

喜多委員

目標は電動車割合が100パーセントということになっておりますけれども、目標としてどれぐらいの間に100パーセントに達するのでしょうか。

吉田管財課長

ただいま、いつ頃までに公用車の電動車率を100パーセントにできるのかという御質問を頂きました。

県の計画と同時に、国のほうでも公用車の電動化に取り組んでおり、令和3年10月22日に決定した、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画、いわゆる政府実行計画では、代替可能な電動車がない場合を除いて、新規導入、更新については、2022年度以降全て電動車とすると、そして、公用車全体でも2030年度までに全て電動車とするというのを既に決めております。

これを受けまして、県におきましても同じような考え方で、2030年度までに特種な車両を除いて新規導入、更新する車両については令和4年度以降全て電動車にするという基本的な方針で取り組むこととしております。

ただ、具体的に申しますと、例えば軽の乗用や軽の貨物の自動車につきましては、現行、電動車の販売がございませんし、先ほど紹介しました特種な車両のところでも電動車がないということで除いておるのですけれども、そういったものにつきましても、今後電動車ができればその時点で導入を進めていくということでございます。

現行では、電動車がある車は来年から全て電動車に変えていくという計画を県としても行いまして、2030年度までには、国と同じように県の公用車も特種車両を除いて全て電動車にしたいという計画を立てているところでございます。

喜多委員

次に、万代庁舎における再生可能エネルギー電力の調達についてでございますけれども、現状とその目標というか割合をどのように高めていくかということについて、お尋ねをいたします。

吉田管財課長

ただいま、県の庁舎における再生可能エネルギー電力の導入について御質問を頂きました。

現状におきましては、これまでは、県の調達する電力について再生可能エネルギーの導入はできておりませんでした。

ただ、先ほどの電動車の話と同じような話なのですけれども、国のほうが2030年度までに庁舎の使用電力について、再エネ率を60パーセント以上にするという、脱炭素ロードマップを既に策定してございます。

そして、所管は違いますが、県のグリーン社会推進課のほうで決めています脱炭素ロードマップにおきましても、県の目標として2030年度までに県の再生可能エネルギーの電力調達率を70パーセント以上にするという目標を掲げてございます。

そういったことも受けまして、現行では再生可能エネルギーの導入はこれまではしてい

なかったのですけれども、まず、県としても取り組むべきだろうということで、来年度に調達する電力のうち、万代庁舎で使用する電力につきまして、再生可能エネルギー由来の電力を50パーセント導入するというので、現在取り組んでおります。

直近の2月21日に入札を行い、落札業者が決まりました、令和4年度から再生可能エネルギー50パーセントの導入というのが決定しているところでございます。

万代庁舎以外の庁舎につきましても、今年度の入札の状況をも見極めながら、来年以降の拡大についても現在検討しているところでございます。

喜多委員

令和4年度から目標をいろいろ掲げてやっていくということです。

是非とも再生可能エネルギーの積極的な導入、電動車も一緒ですけれども、脱炭素の取組を今後とも強力に進めていってほしいなと思います。

もう一つが、防災拠点となる県庁舎の機能強化です。

合同庁舎スマートリノベーション事業ということが上がっています。内容をお尋ねいたします。

吉田管財課長

ただいま、合同庁舎のスマートリノベーション事業について御質問いただきました。

徳島、吉野川、阿南、美波、美馬、三好の6合同庁舎がございますけれども、こちらのエレベーターにつきましては設置後20年以上が経過しておりまして、設備の老朽化が非常に著しくなっております。

そして、耐震性能の不足でございますとか、補修供給部品の枯渇といった問題を抱えておりまして、今後の継続運転がちょっと厳しい状況になっておるところでございます。

こうした問題を解決するために、合同庁舎の中長期の予防、保全計画に基づきまして、エレベーターの安全性でございますとか、環境配慮、防災機能強化を勘案した大規模改修を実施することとして、施設の長寿命化を図るものでございます。

このスマートリノベーションの中には、加えて、吉野川、阿南、美馬、三好の受変電設備も同じように老朽化が進んでおりますので、こちらの更新の検討も含めた形で、今回、資料のほうに掲載させていただいたところでございます。

喜多委員

6合同庁舎とも、まあまあ古くなっておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つ、防災拠点情報ネットワーク強靱化事業が上っております。この内容をお尋ねいたします。

阿部スマート県庁推進課長

防災拠点情報ネットワーク強靱化事業についてお答えいたします。

この事業は、情報システムやネットワークの強靱化を進めまして、県庁の業務の継続性を確保するためのものです。

具体的に申し上げますと、各種情報システムの様々な災害への備えを万全にするために、本県では、遠隔地に立地しておりますデータセンターに庁内クラウドというものを構築しております。そこに主要なシステムを全て集約して運用しています。

それと同時に、これと同じものを万代庁舎のほうにもバックアップとして設置しております。地震や津波などの災害が発生した場合でも、主要なシステムをこのデータセンターと万代庁舎の二つの拠点で二重化することによりまして、県庁の業務の継続性を確保しているところです。

喜多委員

いわゆる30年以内に70から80パーセントの確率で必ず起こると言われております南海地震に対して、是非とも万全の体制に向かって、いろいろと機能強化を図っていただきたいことを要望しておきたいと思えます。

梶原委員

私も、令和4年度の主要施策についてお聞きします。

先ほど、喜多委員のほうからお話がありました電動車について1点だけお伺いしたいのです。

これから充電スポットの整備が必要になるかと思うのですが、県庁内の充電スポットといった整備はどのように進めていくのか、教えていただきたいと思えます。

吉田管財課長

ただいま梶原委員から、電気自動車を含めた電動車の充電について御質問いただきました。

電気自動車につきましては、現有している公用車が4台ございます。

それからプラグインハイブリッド、こちらも充電が必要な車両なのですが、こちらが3台ということで、現行7台の対象の車両がございます。

県の現状の施設では、国の補助制度も利用いたしまして、県庁の地下駐車場と県庁の来庁者駐車場にそれぞれ充電器を設置してございます。

このうち、県の地下駐車場では1区画で同時に6台の車が充電できるスポットを造ってございまして、現行の現有車の状況では十分対応できていると思っております。

ただ、先ほども御説明しましたけれども、電動車を導入していく中で、充電の機械が今後必要な状況になってくることも考えられますので、その場合には速やかに充電の施設を増強してまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

公用車の電動化については計画的にされているようなので、しっかりと進めていただきたいと思えます。

この前、テレビか新聞で見たのですが、民間のマンションとかは各戸に一つずつ既に充電のスポットを設けているような所もありました。

国のほうも、2030年までには電動車に切り替えるというのを明確に打ち出していますの

で、県庁内の充電スポットについては、今は足りているということなのですが、今後間違いなく電動化は来ますので、業務に支障のないように、その辺もしっかり計画的に進めていきたいと思っております。

それともう1点が、ダイバーシティの視点に立った情報発信の進化ということで、今回施策に挙げられております。

その中で手話と字幕の整備ということを挙げられておりますが、これはどのような内容か教えていただきたいと思っております。

三宅秘書課県政広報幹

ダイバーシティの視点に立った広報についての御質問でございます。

まず手話についてです。

本県における新型コロナウイルス感染症の発生を受けまして、令和2年4月から記者会見等で発表しているのですけれども、県民の皆様から新型コロナに関する会見で手話を導入してほしいという御要望等がございました。

それを受けまして、県では視聴覚障がい者支援センターに相談いたしまして、令和2年4月21日の臨時記者会見から手話を導入いたしました。

これまで、定例記者会見も含めまして、昨年度で170回弱、今年度は昨日までで約200回、合計で約370回の臨時記者会見を開いておりまして、その中で全て手話を付けさせていただいております。

その間、視聴覚障がい者支援センターにおきましては、臨時記者会見ですので突然の依頼にも対応できるように、あらかじめ手話をしていただく方のローテーションを組んでいただくとともに、人材の育成にも力を注いでいただいたところでございます。

令和4年度につきましても、記者会見への手話の導入を通年化いたしまして、県民の皆様が安心して社会生活を営んでいただけるよう、また円滑な意思疎通、コミュニケーション手段の確保に努めまして、リアルタイムで情報発信を行ってまいりたいと考えております。

それから字幕につきましては、リアルタイムではございませんが、後日にはなるのですけれども、会見の字幕を加えていきまして、よりきめ細かに対応してまいりたいと考えております。

梶原委員

知事の記者会見に手話を導入していただいたということで、370回、これは聴覚障がいの方は、本当に有り難いという声を聞いております。また字幕のほうも、今後更に充実した字幕の整備を進めていっていただきたいと思っております。

災害時とか緊急時は、聴覚障がいの方にとっては、情報をどう得るかというのが本当に大事なことでございまして、将来的には、知事の会見に要約筆記も取り入れていただきたい。今は東京だけですかね。ですので、なかなかハードルが高いと思うのですが、手話ができる方はいいのですけれども、手話ができない中途失聴者の方とか難聴の方もおられますので、こうした方にはやっぱり要約筆記というのは大きな助けになりますので、是非検討をしていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それともう1点、県のホームページを色覚多様性に配慮した機能を追加するということが挙げられておりますけれども、これも視覚障がいの方にとっては非常に良い取組だと思っておりますが、今、県のホームページのウェブアクセシビリティはJISのレベルからしたら、どれぐらいのレベルになるのか、教えていただきたいと思っております。

三宅秘書課県政広報幹

ウェブアクセシビリティについての御質問でございます。

ウェブアクセシビリティにつきましては、高齢の方や障がいのある方など、年齢的、身体的条件にかかわらず、誰もが支障なくホームページから情報を取得し、利用できることを意味しております。

県のホームページにつきましては、誰もが支障なく利用できることが最も重要だと考えておりました、誰もが使いやすいものにしておく必要があると考え作成しております。

梶原委員がおっしゃいましたウェブアクセシビリティの適合レベルには、日本工業規格の適合レベルA、適合レベルAA、適合レベルAAAがございまして、県では、平成29年度までに総務省から適合レベルAAに準拠することが求められておりました、徳島県におきましては、平成29年度末までに適合レベルA、AAに準拠いたしまして、それ以降も適合レベルAAの準拠を継続しているところでございます。

先ほどお話のありました色覚多様性のある方に対するホームページの対応ですけれども、現在、県のホームページは県職員が作成しておりますが、作成する際に色覚が一般的なものとして強調されるだろうというような色を使った場合に、逆にほかの背景色と溶け込んでしまって分かりづらくなるというパターンもありますので、どのような色の配慮をすれば見やすくなるかというものに関しても検証していこうと考えております。

また、ホームページ作成の際に、自分がどのようなホームページを作成したのかというのをグレースケールで一旦プレビューすることによりまして、作成したホームページの色の明度の差を確認し、誰もが見やすいホームページを作成できるように、来年度以降、ホームページの作成システムを変更していこうと考えております。

梶原委員

これも視覚障がい者の方とかに、非常に効果的な施策だと思っております。

ダイバーシティということで、県も一生懸命取り組んでいただいておりますので、またしっかり頑張っていただきたいと思っております。

今回、障がい者の方への情報発信の改善ということですが、大事なことは、改善をしたことが障がい者の当事者の方にとって、本当に使いやすくなったのかなど、事業を検証することが非常に大事なのではないかと考えております。改善したらそれで終わりではなく、今後、改善しましたがどうですかということを、障がい者の団体の方にしっかりとヒアリングをしていただいて、更なる改善が必要であれば、また改善を行っていただけたらと思っております。

いずれにしても、視聴覚の障がいの方というのは、情報格差にさらされるが多々ありますので、今後もその辺をしっかりと配慮して取り組んでいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

東条委員

私のほうからは、会計年度任用職員についてお伺いしたいと思います。

2019年4月から働き方改革関連法が施行されて、同一賃金同一労働というルール of 厳格化対応が求められて、民間企業も非正規とか正規社員の待遇格差、住宅手当や扶養手当の格差是正が求められてきました。

公務職場においても同様の対応が必要ということで、2020年から地方公務員法や地方自治法が改正されていると思います。改正されて約2年ということですがけれども、県庁の会計年度任用職員は、改正前はどのぐらいの人数がいて、改正後はこういう人数になった、そして当初の目的である任用職員の待遇とか、処遇改善というのは図られているかどうかをお伺いしたいと思います。

岡島経営戦略部次長

ただいま東条委員から、会計年度任用職員の数の変遷と処遇についての御質問かと思えます。

まず会計年度の任用数でございます。

以前の臨時職員、あるいは非常勤特別職で申し上げますと、期間の長短は多少ありますけれども、令和元年5月時点で800人程度おりました。それ以降、直近の令和3年4月1日現在で申し上げますと、会計年度任用職員は800人台、900人弱と若干人数が増えてございます。コロナ下という状況もございまして、それ以外にも新たな行政課題への対応もございまして、多少数が増えているという状況かと思えます。

それと、処遇について改めて申し上げますと、臨時職員あるいは非常勤職員の段階から、給与面でも例えば期末手当、臨時職員で申し上げますと、臨時職員は会計年度任用職員の中のフルタイムでございますけれども、期末手当も年間1月から現在は2.55月でございます。あるいは、在職期間に応じた退職手当が支給されているというような処遇改善、あるいはパートの方についても、従来、期末手当は出ておりませんでしたけれども、一定の条件を満たせば期末手当も支給されるというように、処遇が改善されているところでございます。

サービスの面においても不妊治療休暇とか、あるいは産前産後休暇の有給化、期間の延長、出産補助休暇、育児参加休暇の創設、今回の議会にも御提案をさせていただいておりますけれども、育児休業の関係では、在籍期間が1年以上という取得要件がございますが、在職期間の廃止ということもさせていただいたところでございますので、大きい意味では待遇改善も遅れることなくやらせていただいております。

東条委員

コロナ下でというようなこともあり、昨日も過去最高の402名という報道がありました。

保健機関のほうへの対応、応援とか、それから任用職員の派遣、動員とかされているようなのですけれども、働いておられる任用職員の方を把握しておられるのですか。

岡島経営戦略部次長

新型コロナに対応している会計年度任用職員という御質問かと思えます。

4月1日現在で、コロナへの対応職員は8名でございました。専門職員でございます保健師、看護師さんであるとか、事務の方も当然入ってございますけれども8名ということでございました。第4波であったり第5波であったり、今の第6波も含めて、会計年度だけで申し上げますと17名プラスということで、現在は25名の会計年度任用職員の方に新型コロナ対応というような形で従事していただいているところでございます。

東条委員

重要なきに対応していただくというのは大事かなと思えます。

それと、これは出ていないかなと思うのですが、会計年度任用職員を辞められた後の追跡みたいなことはされているのですか。

またそういうことも含めて、今後、任用職員の部分をどういうふうに変更して取組を進めていくのか、教えていただきたいです。

岡島経営戦略部次長

辞められて以降の経過をたどられているか、追跡と言いましょうか、そういうようなことはやっているところではございません。

ステルスオミクロンとか、まだ第6波も継続する様相もございますので、会計年度任用職員の方は貴重な戦力として、コロナ対応をはじめ、様々な行政課題に対応していただくという方だと思っております。

処遇改善についても、先ほども申し上げましたけれども、遅れることなく対応もしていきたいと考えてございます。

一方で、今、会計年度任用職員全般というわけではないんですけれども、保育などの現場で対応されている方を対象に賃金のアップという話もございますので、そのあたりは国の動きも注視しながら、会計年度任用職員に影響するということであれば、速やかに対応すべきというふうに考えているところでございます。

東条委員

やっぱり、徳島にいていただきたいという、強い思いもあります。

それとコロナ下で働くところがないという切実な声もたくさん上がってきています。

優秀な人材が県外に行くのを避けるためにも、正規職員はもちろんですが、会計年度任用職員にとっても、より安定して働きやすい職場環境が今すごく求められていると思うんです。

県が、市町村の任用職員の把握をなかなかできないというのは分かるんです。

だけれど、県は市町村の見本になっている、県がどうしているかを見て市町村も動いていると思いますので、その点も、やはり見本になれるようにしていただきたい。

将来の人口減少、労働不足と言われるときに、人材確保というのは急務だと思っております。

地方創生対策特別委員会の中でも、若い女性が県外に流出しているのをどう止めるかと

というようなことも議論されました。やっぱり、会計年度任用職員の人が一人で生活する、また子育てができるという年収をもらえる体制を作っていただきたいと強く要望して、一応、質問を終わります。人は宝だと思いますので、お願いします。

元木委員

徳島県公共施設等総合管理計画の改定について、何点かお伺いをさせていただけたらと思います。

まず、管財課の果たすべき役割について確認させていただきたいと思います。

県では、平成27年策定の徳島県公共施設等管理計画について見直し作業を行っていることで、事前委員会でも、令和4年度から10年間にわたる維持管理更新等に係る中長期的な経費見通しの見直し等を進めるとの説明を受けました。

課題の認識として、高度経済成長期に建てられた施設の老朽化が著しく、人口減少や財政構造改革への対応が求められている中で施設の長寿命化を進め、単に施設の維持、修繕を進めるだけでなく、いかに付加価値を高め、新しい住民ニーズに対応していくかを考えるべきとし、既存ストックを有効に活用していく旨が記載されております。

総論での方向性は理解できたものの、個別の施設をどうしていくのかの判断について、各担当部局に任せられているという認識をしております。

しかしながら、担当部局での判断となると、各部局によって目的が異なることから、施設の目的外使用はもちろんのこと、部局を越えた調整や県や県以外の公的機関等が有する施設の総合的かつ包括的な管理や柔軟な運用が難しくなる面もあるのではないかと考えております。つきましては、公共施設管理についての管財課の果たすべき基本的な役割についてお伺いさせていただきます。

吉田管財課長

ただいま元木委員より、公共施設等総合管理計画における管財課の役割についての御質問を頂いております。

委員から御紹介いただきましたように、基本的に公共施設等総合管理計画については、管財課のほうで、それぞれの部局が作っております施設の個別計画を取りまとめるという形で、今回、11月の時点で事前委員会にお諮りして、この度、2月におきましても、パブリックコメントの結果を踏まえた最終的な案をお示しして、御提案させていただいているところでございます。

委員のほうから、それぞれの部局だけでは、部局だけの都合と言いますか、考え方だけで決まってしまうのではないかというふうな御意見を頂いたところでございます。

逆に、それぞれの施設の在り方につきましては、総合的な話は、今後の人口の推移でございませうとか、人口構造の変化とか、いろんな財政負担も踏まえて、それぞれの部局のほうの状況については一番よく御存じではないかと考えているところもございませう。

もちろん、委員のほうからお話がございました、国や市町村との連携でございませうとか、他部局との連携につきまして、公共施設等総合管理計画の推進に関しましては、県庁の中で副知事をトップとした公有財産最適化推進会議というのを設置しております。また、その下に、公有財産最適化推進会議の幹事会がございませうして、それぞれの部局の主管

課長が集まって、公共施設等総合管理計画の推進について担っている組織でございます。そういった部局間の話につきましては、こういった場において行いますし、国や市町村との連携につきましては、それぞれの部局が行うと同時に、公有財産最適化推進会議等の場におきまして別途調整させていただけたらと考えているところでございます。

元木委員

次に、現状の利用動向の公共施設等総合管理計画への反映について、お伺いをさせていただけたらと思います。

将来的な人口減少傾向が予想される中で、これに伴いまして、公共施設などの管理の在り方についても、時代に合ったものに変えていく工夫が求められていると思います。

あわせて、地元の実態を見ておりますと、公共施設は定期的な維持補修もなされているので、施設そのものの利用は十分に行えるものの、施設が設置された際の目的が達せられ、現状では当該施設の利用者が少なくなっている所もあると思います。

そういう箇所について、県以外の行政機関や団体、個人などの協力を得て、その目的を抜本的に見直して、違う用途に使用するか、それができなければ、施設の耐用年数は来なくても解体撤去を行い、土地の有効な利活用を進めるべき箇所もあるように感じております。

将来ニーズの把握や県民の利便性の検証に当たっては、現状の利用動向を参考にして、個々の施設の在り方を根本から精査してはどうかと考えております。

つきましては、施設の管理方針を決定するに当たり、各施設の現状における受益者数の算定と将来の利用者推計の視点も加えて、現状の利用動向を公共施設等総合管理計画に反映させていくことも重要ではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

吉田管財課長

ただいま委員のほうから御紹介いただいたとおり、公共施設の主な在り方につきましては、人口の推移でございますとか、利用状況の変化、あるいは財政負担や住民福祉の向上にどれだけ寄与しているかといった観点も踏まえまして、当然、今後も時期時期に判断していくべきものだというふうに考えてございます。

その考え方はそのとおりでございますし、もちろん本県の公共施設等総合管理計画の基本的な考え方につきましても、既存ストック有効活用先進県ということで、必要で今後も残していく建物につきましては、必要な修繕をやりまして、場合によっては、転用と言いますか、リノベーションをしながら、別の用途にうまく使っていくようなことも含めて、それぞれの地域の活性化とか、住民福祉の向上の観点からも、委員からのお話のあったとおり、その都度、施設をどうしていくかということの判断を今後当然やっていくべきだと考えておりますし、そういうふうに今後もやっていきたいと考えているところでございます。

元木委員

是非、施設の必要性についてしっかり検証していただいて、リノベーションするべきところはリノベーションしていただいて、活用頻度なども参考にしながら、有効な活用、廃

止や撤去の判断等にもつなげていただきたいと思いますという次第でございます。

そして各部局と、是非そういった基本認識を共有していただいて、有効な取組がなされますよう、部局にも伝えていただきたいと思いますという次第でございます。

あと、経費見込みの算出についても、少し確認をさせていただきたいと思います。

近年、全国各地でコンパクトシティ化が進められております。簡素で効率的、効果的な公共施設経営が求められる中で、他の公共団体等が有する施設と県有施設をある程度集中させて効果的に運営していくという視点も、将来世代の負担軽減の点からも重要であると感じております。

一方、ダムや堤防、堰堤^{えん}、道路や橋、トンネルといった公共施設は、住民生活にも直接的な影響がなければ、役割を果たし終えていても放置されたままとなっているものも見受けられます。

これらの社会インフラについて、各地域の将来を見据えて、地元自治体等の意見を伺いながら、また、大規模な自然災害も視野に入れつつ、長い目で見て有効な対策を講じ、将来的な経費負担を最小限に抑えながら最大限の効果を発揮できるよう、より精緻な視点で、経費見込みを算出して、十分な予算確保に向けた基礎データとしても活用してほしいと考えますが、こういった施設維持に係る経費の算定の考え方について御所見をお伺いさせていただきます。

吉田管財課長

ただいま委員のほうから、公共施設のインフラも含めた今後の在り方について、先ほどのお話の中で、まちづくりの観点もお話の中にあっただと思いますし、役割を終えた、いわゆるインフラ系の話もあったかとは思いますが、そこら辺を全体的にお答えさせていただきます。

先ほどの話と少し共通するところもありますけれども、当然、公共施設の総合的な管理の中では、国や市町村とも連携した地域の公有財産最適化については、当然、考えていかなければいけないというふうに思っております。

具体的には、例えば、県におきましても、農業大学校、勝浦のほうですけれども、その一部をサテライトオフィスの誘致の施設として町に貸し付けたり、美波町でも、水産研究所の一部を、同じようにサテライトオフィスとして美波町に貸し出したりということで、市町村や国とも連携しながら施設の有効活用をやってございます。

それから、先ほどお話のあったインフラで、仮に役割を終えているというのが本当にあるかどうか、正直、分からないところなんですけれども、インフラについては、当然、堤防、堰堤^{えん}といった土木的なインフラ施設は住民の生命や安全に直結する施設でございますので、そういうものについては、基本的にそれぞれの部局が維持管理し、機能は保持したまま維持、修繕していつているものとは考えております。

ただ、本当にそういう役割を終えたもの、既に廃止をされたものについては、この度の公共施設等総合管理計画の中には、実は入ってございません。

この計画は、飽くまで今後使っていく施設をどうやっていくかという計画でございまして、そのための経費を今後どれくらい見込んでいるのかという観点で、住民の方、議員の方も含めてお示しする計画になってございます。

また、そういう役割を終えた未利用財産については、別途、県のほうで、未利用財産の処分計画という形で県のホームページにも出したりしているんですけども、委員からお話があるように、もう少し広域的な話については各部局のほうとも連携しながら、今後、先ほど御説明したような公有財産最適化推進会議等の場を通じて、いろいろと連携を図ったり、検討してまいりたいと考えているところでございます。

元木委員

これら社会インフラの維持には、様々な作業に掛かる経費も必要となります。

これらの作業に伴って生じるごみの撤去が十分になされなくて、住民の生活環境を損なうケースもございます。

様々な社会インフラを維持していく上で生じる廃棄物の処理の経費についても、維持管理費等の経費に含めて、是非、県土整備部局や関係部局との連携の下、インフラ維持に係る廃棄物収集費用等についても、併せて発注可能となる予算措置がなされるよう計画に盛り込んでいただけたらと思います。

また、今議会では、災害廃棄物の処理計画も提出されておりました、南海トラフ地震や中央構造線・活断層地震による新たに発生する廃棄物の量も示されているところであります。施設の長寿命化のための耐震補強とともに、こういった放置公共施設の処分についても計画的に進めてほしいということ要望させていただきたいと思っております。

最後に、最近、報道等でトリガー条項発動による影響ということが言われております。総務大臣の記者会見で、燃料価格の高騰でガソリン税を軽減するトリガー条項を発動した場合、実際の税収が年間5,000億円以上減るという見通しが示されたということをお伺いしております。

このトリガー条項を発動した場合、徳島県でいうと、軽油引取税が軽油1キロリットル当たり3万2,100円から1万5,000円、地方揮発油譲与税も揮発油1リットル当たり53.8円から28.7円に、それぞれ減少すると聞いておりますけれども、県税である軽油引取税等の減収というのは、どの程度予想されるのか。もし、お分かりになれば、その対策と併せてお伺いをできたらと思います。

岡財政課長

報道等で、トリガー条項の発動等については検討されていることは承知しているところでございます。

基本的には、地方税等の減収がある場合については、国のほうで何らかの補填がされることが基本でございますので、基本的に地方のほうにそういうふうな負担が生じないように、国のほうで対応が図られると承知しているところでございます。

元木委員

安心しました。原油価格をはじめとした様々な分野での物価高騰による県民生活への影響を鑑みて、県民が置かれている現在の状況をしっかりと把握して、早め早めの対策を講じていただきますよう要望して、終わらせていただきます。

井下委員長

ほかに、ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

最後、もう時間がないので手短に終わります。

本年度最後の委員会ですので、2点確認させてください。

私のほうから、6月議会でRPAの質問をさせていただきました。これまでに県では、しっかりとした実績を出していると認識しております。また、6月の一般質問では、この県の先進的な取組をいろんな場所に生かしてほしいというお願いもいたしました。

とはいえ、コロナの中で、なかなか柔軟な働き方改革というのが難しいのではないかと考えております。そんな中、現状は感じなのか確認させてください。

また、本年度は総務委員会でもPFI方式について警察署を中心に議論されておりました。残念ながら、解体による追加予算が必要となり、PFI方式について疑問を持ったという方も多くいたように思いますが、私の認識では結果的にプラスであったと考えております。

今後、オロナミンC球場ですとか、文化芸術ホールとか、いろいろなハード整備が続いていきますが、どの方式を取り入れるのかどうか分かりませんが、今後に向けた思いといいますか、取組に対して今どのような総括ができているのかというのを2点確認させてください。

岡島経営戦略部次長

ただいま、RPAあるいはPFIというような新たな行政資本の投入の現状、今後の見通し、意気込みということでの御質問かと思えます。

RPAにつきましては、元々会計事務とかパソコンの作業時間が96パーセントの削減になったというようなところを皮切りに、令和2年度には10部局、67業務に導入がなされていると承知しております。トータルで4万時間掛かっていたものが1,900時間になったというふうな大きい成果、一定の成果を得ているものという認識でございます。

また、PFIについては、青少年センターでありますとか、県営住宅というような所で導入しているところで、令和3年度現在で6施設と認識しているところでございます。

当然、今議会でもPFSという新たな行政手法ということも長池議員のほうから御提案があったように、いろんな行政手法を駆使して働き方改革につながるようなことに積極的に取り組んでいきたいなと考えておりますし、効果測定もきっちり行うことで、県民の皆様にもお知りいただけるよう、最善を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

井下委員長

ありがとうございます。

何が言いたかったかと言いますと、結果的にいろいろとネガティブな部分というのは報道に出やすいんですが、県は成功している部分の広報が余り上手でないのかなと思っております。ただ、実際に実績を出しているのは、大変有り難いことですし、実際、お金にもつながっていると認識しております。

今後、いろいろとハード面を進めていくに当たってハードルはいろいろとあると思いますが、しっかりと前向きに、これまでのノウハウも生かして対応していただけたらと思います。応援しておりますので、頑張ってください。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

第1号, 第2号, 第19号, 第20号, 第21号, 第30号, 第31号, 第47号, 第50号,
第51号, 第66号, 第67号, 第68号, 第74号, 第75号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

経営戦略部・監察局関係の審査に当たり、仁井谷経営戦略部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度を持って審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

依然、新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしております。皆様方には、引き続き感染防止対策に万全を期していただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

仁井谷経営戦略部長

ただいま、井下委員長さんから大変丁寧な御挨拶を賜りまして、誠にありがとうございます。

私のほうからも、幹部職員がそろそろ本年度最後の委員会ということでございますので、一言、御挨拶をさせていただきたいと思っております。

井下委員長さん、黒崎副委員長さんをはじめ委員の皆様方には、この1年間、健全な財政運営や県税の収入確保、職員の働き方改革、県庁のDX、GX化に向けた取組など様々な案件につきまして、終始、熱心に御審議いただき、幅広い視点から様々な御意見、御指導を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見，御指導につきましては，私ども職員一同，今後の県勢発展に向けてしっかりと受け止め，十分に活用してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては，今後，ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに，我々職員に対しまして，今後，なお一層の御指導，御鞭撻^{べんたつ}を賜りますようお願い申し上げます，簡単ではございますが，お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間，ありがとうございました。

井下委員長

議事の都合により，休憩いたします。（11時17分）